

## 再就職手当 1

### ◆ 基本手当の受給資格がある人が所定給付日数を残して安定した職業に就いた場合に支給される手当

※受給には以下の諸条件を満たす必要があります

- 基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上ある
- 1年以上安定して雇用される仕事に就職
- 再就職先で雇用保険の被保険者資格を取得している
- 過去3年以内に「再就職手当」「常用就職手当」「早期再就職支援金」の支給を受けていない
- 待機経過後に就職した
- 給付制限を受けた場合、待機経過後1ヶ月間についてはハローワークの紹介、または職業紹介事業者の紹介により職業に就いた
- 離職前の事業主、また関連会社など密接な関係にある事業主に再び雇用されたものではない
- 申請後すぐに離職していない
- 受給資格決定前に内定を受けた事業主に雇用されたものでない

## 再就職手当 2

### ◆ 再就職手当支給額

支給額 = 基本手当日額 × 残り所定給付日数 × 30%

(例) 所定給付日数が120日、残日数90日、基本手当日額6,000円の場合  
 $90日 \times 6,000円 \times 30\% = 162,000円$